



高速電力線搬送通信(PLC)の動き 3

高速電力線搬送通信設備の技術基準に係る無線設備規則等の改正

『高速電力線搬送通信設備の技術基準に係る無線設備規則等の改正』に関する(平成18年)9月13日の電波監理審議会からの答申をうけて、(平成18年)10月4日に省令等の改正の官報が出されました。

記

総務省では、『高速電力線搬送通信設備の技術基準に係る無線設備規則等の改正』に関して、(平成18年)9月13日に電波監理審議会から改正が適当であるとの答申を受けて、電波法施行規則、無線設備規則等の改正の官報を(平成18年)10月4日に出しました。(平成18年10月4日付官報 号外 第227号)

内容は、

総務省令第118号 無線設備規則の一部を改正する省令

総務省令第119号 電波法施行規則の一部を改正する省令

総務省令第120号 無線局免許手続規則の一部を改正する省令

総務省告示第519号 高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件

総務省告示第520号 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法を定める件

総務省告示第521号 無線設備規則第五十九条第一項ただし書の規定に基づき、周波数の範囲等を適用しない通信設備を定める件

となっています。

具体的な改正内容については、これらの省令、告示をご覧ください。

【注】 PLC : Power Line Communication

以上